

一般社団法人日本脳損傷者ケアリング・コミュニティ学会

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本脳損傷者ケアリング・コミュニティ学会と称し、
英文名では、The Japan Society of a Caring Community for People with
Brain Injury と表記する。

(主たる事務所等)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(公告)

第3条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第4条 この法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第5条 この法人は、脳損傷の人々並びに市民が同じテーブルにつき、地域において主体的な暮らしの実現及び脳損傷の人々がどのように改善するか等に関して学術研究、知識、技術の向上を目的にすべての人々が双方向に学びあい、その成果を社会に広め、共に生きるコミュニティの発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第6条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 年1回の全国大会の開催
- (2) 脳損傷者に関する研究事業
- (3) 脳損傷者に関する講演、研修会の開催
- (4) 脳損傷者に関する啓発・広報事業（会報、書籍）
- (5) 障害者のピアサポート事業
- (6) 障害者の文化、芸術、スポーツの振興を図る事業
- (7) 保健、医療、福祉の連携を図る事業
- (8) 前各号に附帯する一切の業務

第3章 会員

(法人の構成員)

第7条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第8条 正会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会で承認を受けなくてはならない。その承認があったときに正会員となる。

2 賛助会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書に申し込みをしたときに賛助会員となる。

(年会費及び賛助会費)

第9条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、年会費として、社員総会において別に定める金額を納入する義務を負う。

2 賛助会員は、賛助会費として、社員総会において別に定める金額を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、第20条2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条の支払いの義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡または解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の年会費又は賛助会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(種類)

第14条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに年会費及び賛助会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員の旅費等の額又はその規程
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その社員総会において出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、出席した正

会員の議決権の3分2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選出する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選出することとする。

(代理)

第21条 社員総会に出席できない正社員は、他の正社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

- 第22条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全部が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
- 2 理事が正会員の全部に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全部が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第23条 社員総会の議事について、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、これに署名又は記名押印する。

(社員総会規則)

- 第24条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第25条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 16名以上25名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1から2名を代表理事とする。また、4名以内を副代表理事とすることができる。
- 3 代表理事と副代表理事を業務執行理事とすることができる。

(選任等)

- 第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び副代表理事は、理事会の決議によって、理事の中から定める。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数の3分1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに

準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第27条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、業務執行理事とする。

(監事の職務権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

3 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第30条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第31条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

また、役員がこの法人の職務を行う場合における、旅費等の額について、社員総会において定める役員等出張旅費規程による。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事とも利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第45条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の一部免除又は限定)

第33条 この法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令最低責任額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 この法人は、非業務執行理事との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上でこの法人があらかじめ定める額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

第34条 この法人は、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、会員の中から理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(顧問の職務)

第35条 顧問は、必要があるときには、理事会に出席し意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事、副代表理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6) 第33条第1項の責任の一部免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年4回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第39条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2代表理事は、第3項2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第40条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれにあたる。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第43条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、その限りでない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第45条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるものの他、理事会において定める理事会規則による。

第7章 基金

(基金の拠出)

第46条 この法人は、社員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第47条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て代表理事が別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第48条 基金の拠出者は、前条の基金取扱規程に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第49条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第50条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第8章 資産及び会計

(基本財産)

第51条 この法人の基本財産は、社員総会において別に定めるところにより、目的を達成するために善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第52条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第53条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

3 この法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「公益認定法」という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

（事業報告及び決算）

第54条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の決議を経て、定時社員総会に（第2号及び第5号の書類は除く。）報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュフロー計算書

2 前項第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第55条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決をもって変更することができる。

2 この法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第56条 この法人は、一般法人法第148条1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第57条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 委員会

(委員会)

第58条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(設置等)

第59条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

第12章 情報公開及び個人情報情報の保護

(情報公開)

第60条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報保護)

第61条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 附則

(委任)

第62条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第63条 この法人は、この法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、この法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関し、特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第64条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の設立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第65条 この法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時代表理事	長谷川 幹
設立時理事	長谷川 幹
設立時理事	青木 量二
設立時理事	石川 敏一
設立時理事	今井 雅子
設立時理事	太田 睦美
設立時理事	小川 敏子
設立時理事	北山 晴一
設立時理事	興梠 寛
設立時理事	佐藤 正之
設立時理事	菅谷 智鶴
設立時理事	関 啓子
設立時理事	高橋 幸男
設立時理事	天島 大輔

設立時理事 中島 鈴美
設立時理事 長田 乾
設立時理事 長谷川 幸子
設立時理事 東川 悦子
設立時理事 森島 勝美
設立時理事 八島 三男
設立時理事 和田 真一
設立時監事 高梨 正章

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第66条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

- 設立時社員 1 住所 東京都文京区小日向 3丁目 13番 9号
氏名 長谷川 幹
- 2 住所 東京都調布市深大寺南町 5丁目 4番 5号
フォレストパーク B-102
氏名 小川 敏子
- 3 住所 東京都世田谷区成城 6丁目 8番 5号
カサド成城II 303
氏名 中島 鈴美

(法令の準拠)

第67条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本脳損傷者ケアリング・コミュニティ学会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成27年 10月 19日

設立時社員 長谷川 幹

設立時社員 小川 敏子

設立時社員 中島 鈴美

(定款変更)

- 1, 令和5年9月2日 令和5年度臨時社員総会
- ・第3章 第12条
 - ・第5章 第25条
 - ・第6章 第44条